

社会福祉法人津軽やわらぎ「役員等報酬規程」

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人津軽やわらぎ（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の理事については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会の出席等、必要の都度、一定額を支給することができる。
- (3) 報酬額には、理事会並びに評議員会への出席した際の交通費を含める。
- (4) 役員等には、賞与を支給しない。
- (5) 役員等の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事及び非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた額とする。

- (1) 常勤の理事の報酬については、別表 1 に定める額
 - (2) 非常勤役員等に対する報酬については、別表 2 に定める額
- 2 通勤手当については、職員給与規程第 22 条の規定に準ずる額とする。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、毎月 20 日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、職員給与規程第 5 条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

本規程は、平成23年12月13日から施行する。

平成27年 3月30日一部改正し平成27年4月1日から施行する。

平成29年 4月 1日から施行する。

令和 3年 7月 1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	金 額
理事長	月額 300,000円

別表2 (非常勤役員等)

(1) 評議員

区 分	金 額
評議員会への出席	1回につき 2,000円

(2) 理事(理事長を除く)

区 分	金 額
理事会等会議への出席	1回につき 2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための 出勤 (指導監査立会を含む)	半日の場合 2,000円 1日の場合 6,000円 (昼食代含む)

(3) 監事

区 分	金 額
理事会等会議への出席	1回につき 2,000円
監事監査等への出席	1回につき 2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための 出勤 (監事監査研修会出席を含む)	半日の場合 2,000円 1日の場合 6,000円 (昼食代含む)